

高等専門学校機関別認証評価

自己評価書

令和2年8月

久留米工業高等専門学校

- ・ 自己点検・評価結果欄の各項目のチェック欄で「・・・していない」等にチェック（■）した場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄に、その理由等を記述すること。
- ・ （該当する選択肢にチェック■する。）と記載のある項目は、該当する箇所のみチェックを入れること。選択肢全てにチェックを入れる必要はない。
- ・ 自己点検・評価の根拠資料・説明等欄の記号は次のとおり。
 - ◇：明示している根拠資料については、該当資料名、資料番号を記入すること。資料は、該当箇所がわかるように（行の明示、下線や囲み線を引くなど）して、まとめて自己評価書「根拠資料編」として作成すること。資料を、ウェブサイト等で公表している場合には、ウェブサイト公表資料と付した上で、該当資料名、資料番号を記入し、そのリンク先を欄中に貼付すること。
 - ◆：資料等を基に自己点検・評価の項目に係る状況を記述すること。（取組や活動の内容等の客観的事実について具体的に記述し、その状況についての分析結果をその結果を導いた理由とともに記述。）記述は、できるだけ簡潔にし、分量は、200字程度を目安とすること。なお、「・・・場合は、」とあるものについては、該当する場合のみ記述すること。また、根拠資料の資料名、資料番号を記入すること。
- ・ 関係法令の略は次のとおり。

（法）学校教育法、（施）学校教育法施行規則、（設）高等専門学校設置基準

I 高等専門学校の現況及び特徴

(1) 現況	
1. 高等専門学校名	久留米工業高等専門学校
2. 所在地	福岡県久留米市小森野 1-1-1
3. 学科等の構成	準学士課程：機械工学科、電気電子工学科、制御情報工学科、生物応用化学科、材料システム工学科 専攻科課程：機械・電気システム工学専攻、物質工学専攻
4. 認証評価以外の第三者評価等の状況	特例適用専攻科（専攻名：機械・電気システム工学専攻、物質工学専攻） J A B E E 認定プログラム（専攻名：機械・電気システム工学専攻、物質工学専攻） その他（なし）
5. 学生数及び教員数 （評価実施年度の5月1日現在）	学生数：1145人 教員数：専任教員 75人 助手数：0人
(2) 特徴	

久留米工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、旧制久留米高等工業学校（昭和 14 年設置、昭和 19 年久留米工業専門学校に改称）に淵源を發しており、筑後川のほとりの自然環境豊かな 10 万㎡（約 3 万坪）のキャンパスを有している。昭和 26 年の久留米工業専門学校の閉校にともない、九州大学教養部第二分校（昭和 24 年設置、昭和 30 年廃止）と九州大学生産科学研究所（昭和 24 年附置、昭和 34 年移転）が併設された。その後、我が国経済の高度成長に伴う産業界の強い要望を受け、久留米工業短期大学（昭和 33 年設立、昭和 41 年閉学）と久留米工業短期大学附属工業高等学校（昭和 36 年設立、昭和 39 年廃止）が併設され、現在の高等専門学校（昭和 37 年第 1 期校設立。以下「高専」という。）のモデルとなった。さらに、昭和 39 年 4 月の本校設立と同時に、久留米工業短期大学附属工業高等学校の在校生が 2～4 年生に転入し、全国高専に先駆けて卒業生を輩出することとなった。すなわち、旧制を含めた 80 年の歴史をもっているのが本校の特徴の一つである。旧制久留米高等工業学校設立当初からの卒業生は 1 万名を超え、多くの卒業生が産業界の多業種各部門の中核の技術者として活躍している。平成 5 年には専攻科が設置され、学位授与機構に申請することにより工学士の称号を得ることができるようになった。平成 16 年には、全国国立高専が独立行政法人国立高等専門学校機構として束ねられ、スケールメリットを生かした運営ができるようになった。昭和 39 年の設立時は、機械工学科 2 学級、電気工学科、工業化学科、金属工学科各 1 学級の 4 学科 5 学級であったが、社会背景や産業構造の変化に合わせ、改組・改名を行ってきた。昭和 62 年に金属工学科を材料工学科に改組した。全国高専のなかで材料系の学科を有するのは、本校のほか、仙台高専（名取）、鈴鹿高専、新居浜高専の 3 高専のみであり、材料分野の技術者を輩出することにより、産業界の根強い要請に込えている。平成 3 年には、機械工学科 2 学級のうち 1 学級を制御情報工学科に、平成 8 年には、工業化学科を生物応用化学科に改組した。また、平成 13 年には、電気工学科を電気電子工学科に、平成 29 年には材料工学科を材料システム工学科に名称変更した。

本校の教育理念は、「自立の精神と創造性に富み、広い視野と豊かな心を兼ね備えた、社会に貢献できる技術者の育成」である。この教育理念のもと、工学の基礎学力の育成と質の高い専門教育に力を入れており、低学年のうちから実験・実習を重視し、多くの実験・実習を行うことで、より実践的な技術者を育成している。さらに、一般教養科目、一般文科・理科教員による 4 年生を対象としたリベラルアーツ特論による学生の学科横断や他学科の専門教員が担当する学科横断科目などによって、広い視野と豊かな心を兼ね備えた技術者となるための素養を涵養している。また、準学士課程での短期インターンシップや工場見学旅行、専攻科課程における約 3 週間にわたる専攻科インターンシップを実施し、創造性や広い視野を育み、社会に貢献できる技術者を育成している。

専攻科課程の教育目的は、先端技術や高度情報化に対応でき、創造的研究開発能力を持つとともに国際化に対応できる実践的・創造的技術者を育成することである。そのために、先端工学特論や創造工学実験等による先端研究への感受性や創造性を伸ばす教育を行っている。この他、創造的研究開発能力を育成するために、専攻科課程では文部科学省「大学との連携教育プログラム」の認定を受け、令和 5 年度より九州大学とともに従来の高専から大学編入型教育とは異なる学生教育を実施することとしている。その概要は、九州大学および高専間の連携にて教員研究者マッチングを実施し、両研究者の協力の下に行う学生の教育・研究指導に加え、関連企業を交えた課題抽出を行い、かつ ICT 知能を専門分野に融合させる研究指向型の人材育成プログラムである。この他、先端技術や高度情報化に対応できる技術者を育成するために久留米大学や早稲田大学等の国内大学との連携も行っている。さらには、国際化に対応できる技術者を育成するために海外大学との協定締結や海外派遣事業を進めている。近年、協定締結に基づき、タイのキングモンクット工科大学ラカバン校、シンガポールのポリテクニクから多数の学生を短期留学生として受け入れている。前者とは、前者情報学部修士課程 1 年と本校専攻科 2 年とに同時在籍し、1 年間で修士を取得できる学士/修士並行プログラムの合意覚書も交わしている。

一方で、本校では他高専と比して学生の自主性を尊重した教育を行っている。高専祭、音楽祭などの学校行事は学生会が主体となって運営している。また、体育、文化並びに技術活動などのクラブ活動にも力を入れている。これまで複数の体育系クラブが全国高専体育大会で優勝し、文化系クラブや技術活動などにおいても、ロボットコンテスト、プログラミングコンテスト、全日本飛行ロボットコンテストあるいは英語スピーチコンテストなどの大会において輝

かしい成果を上げるなど、学生の人格の陶冶の一助となっている。

さらに、平成 12 年に産学民連携推進センター（平成 22 年産学民連携テクノセンターに改称）を設立し、「地域社会への貢献」の一環として、地域産業の技術開発や技術教育の振興を図っている。平成 24 年 9 月には、その外部支援組織として産学民連携推進会「テクノネット久留米」を設立し、共同研究を中心とした産学連携事業にも積極的に取り組んでいる。近年では、久留米工業大学・九州大学工学系部局・久留米大学との間において連携・協力及び覚書を締結し、モノづくり人材の育成・共同研究の推進・地域連携の促進等の活動を展開している。

全国高専の教育にも貢献している。「高専教育の質保証」の根幹となるモデルコアカリキュラムの整備、およびそれに準拠したシラバスの作成とカリキュラムマネジメントを担う高専 Web シラバスシステムの運用を平成 28 年度より担当し、各高専におけるシステムの運用支援、高等専門学校機構の教育構想のシステムへの反映、使いやすいシステムへの改善等を通じて、全国高専を牽引している。

II 目的

久留米工業高等専門学校の使命

本校は、教育基本法にのっとり、及び学校教育法に基づいて、工業に関する専門教育を授け、産業の興隆及び文化の発展に貢献しうる学力と知識を兼ね備えた技術者を育成することを使命とする。また、専攻科課程においては、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを使命とする。

(久留米工業高等専門学校学則第1条及び第46条)

1. 教育理念

「自立の精神と創造性に富み、広い視野と豊かな心を兼ね備えた、社会に貢献できる技術者の育成」

2. 準学士課程

教育目的：(1) 自立の精神と創造性に富み (2) 広い視野と豊かな心を兼ね備え

(3) 社会に貢献できる実践的、創造的技術者を育成する。

教育目標：(1) 広い視野と豊かな心の涵養 (2) 数学、自然科学、情報処理に関する基礎能力の育成

(3) 専門に関する基礎知識と技術の修得 (4) 問題を分析し、解決する能力の育成

(5) 自ら学び、工夫する能力の育成 (6) コミュニケーション能力の育成

3. 専攻科課程

教育目的：(1) 先端技術及び高度情報化に対応でき (2) 創造的研究開発能力を持ち

(3) 国際化に対応できる実践的、創造的技術者を育成する。

教育目標：各学科に対応した JABEE 技術者教育プログラムの学習・教育目標とする。

4. 学科ごとの教育目的・目標

本校では上記の教育理念、教育目的を具現化するために、以下に掲げる学科ごとに独自の教育目的・目標を定める。

機械工学科

教育目的：ものづくりの精神を基本とし、機械技術者としての基礎能力や専門技術を修得し、創造性豊かで国際的視野に立った実践的技術者を育成します。

教育目標：機械技術者としての素養を備え、

・材料強度 ・機械力学 ・設計製図・生産加工 ・制御、情報 ・熱、流体

・機械工学に関連した周辺技術

の基礎的な知識、技術を修得し、それらを活用できる能力を養成します。

電気電子工学科

教育目的：先端技術であるエレクトロニクスと ICT、およびこれらを支える電気エネルギーの専門知識を修得し、高度情報通信社会に貢献できる実践的、創造的電気電子技術者を育成します。

教育目標：電気電子技術者としての素養を備え、

・エレクトロニクス ・情報通信技術(ICT) ・電気エネルギー、パワーエレクトロニクス

・電気電子工学に関連した周辺技術

に関する専門知識と技術を修得し、それらを総合的に活用できる能力を養成します。

制御情報工学科

教育目的：制御、情報を中心とした幅広い専門知識を修得し、広い視野と豊かな創造性を備え、さまざまな産業分野において活躍できる実践的能力に優れた技術者を育成します。

教育目標：メカトロニクスや情報の分野で活躍できる技術者になるために必要な、

・メカトロニクス、コンピューター制御 ・情報工学、通信ネットワーク

- ・制御情報工学に関連した周辺技術

の基礎的な知識、技術を修得し、それらを活用できる能力を養成します。

生物応用化学科

教育目的：化学工業、バイオ工業に必要な基礎・専門知識および技術者素養を修得し、個別の

知識を複合化して使いこなし、社会に貢献できる実践的・創造的技術者を育成します。

教育目標：化学工業、バイオ工業に必要な専門知識、豊富な実験技術を修得し、環境に配慮し、

技術者倫理を守って、それらを課題解決および企画立案に活用できる能力を養成します。

(両コース共通)・化学、生物の基礎 ・化学工学、環境工学 ・情報リテラシー ・技術者素養

(応用化学コース)・有機化学、高分子化学 ・ポリマー工学 ・機能性有機材料

(生物化学コース)・生物有機化学 ・バイオプロセス工学 ・遺伝子細胞工学

材料システム工学科

教育目的：ものづくりの基礎となる工業材料の開発・設計・製造から利用、その後の寿命による破壊、リサイク

ルまでの材料に関する一連の専門知識を身につけ、社会の発展に貢献できる技術者を育成します。

教育目標：金属、セラミックス、高分子材料などに関する次にあげる基礎的な知識や技術を修得し、それらを

活用できる能力を養成します。

- ・構造、性質、機能
- ・製造プロセス、加工、リサイクルに関する技術
- ・設計、解析、評価
- ・材料工学に関連した周辺知識

5. 本校の教育方針

上記の教育理念、教育目的を達成するために、具体的には、次のような教育方法をとっている。

- (1) 数学や物理など、工学の基礎学力の充実
- (2) 系統的な教育課程による質の高い専門教育
- (3) 実験、実習、卒業研究指導を多く取り入れた実践的な技術教育
- (4) 一般科目の充実による人間性の涵養とコミュニケーション能力の育成
- (5) 学生の自主性を重視した基本ルールや倫理観の教育
- (6) 学生会及び体育・文化・技術クラブを通しての自主的な課外活動の奨励
- (7) 好奇心をもって自分の頭で考え、工夫する力の養成

さらに、専攻科課程では、次のような教育の特色をもたせている。

- (1) 少人数の学生定員で充実した教育研究環境と学会発表の奨励
- (2) 準学士課程との継続性を重視した教育
- (3) 長期にわたるインターンシップの実施
- (4) 学士号の取得と大学院進学

(令和元年度学校要覧 P6～P9、

久留米工業高等専門学校ホームページ

<http://www.kurume-nct.ac.jp/info>)

Ⅲ 基準ごとの自己評価等

基準 1 教育の内部質保証システム

評価の視点 【重点評価項目】 1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第 109 条第 1 項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。	
【重点評価項目】 観点 1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。	
【留意点】 ○ 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。（改善への取組については 1-1-④ で分析する。） ○ 定期的に行うということは、7 年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。 ○ 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規定を想定している。 ○ 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。 ○ 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。 ○ 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。	
関係法令	(法)第 109 条 (施)第 166 条 (設)第 2 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。 ☒ 定めている ☐ 定めていない	◇実施の方針が明示されている規程等 資料 1-1-1-(1)-01 委員会規則の該当部分を示す資料 資料 1-1-1-(1)-02 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を示す資料
(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等） 資料 1-1-1-(2)-01 自己点検・評価の実施体制整備を示す資料 資料 1-1-1-(2)-02 自己点検・評価の実施体制整備を示す資料(PDCA システム図)

(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。 ☒ 設定している ☐ 設定していない	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等） 資料 1-1-1-(3)-01 自己点検・評価の基準・項目等を設定している事を示す資料
【重点評価項目】 観点 1-1-② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。	
【留意点】 ○ 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、IR（インスティテューショナル・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。 ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（1-1-①の留意点の再掲。） ○ 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検（分析）・評価されていること。（1-1-①(3)と関連。）	
関係法令	(法)第109条 (施)第166条 (設)第2条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。 ☒ 収集・蓄積している ☐ 収集・蓄積していない	◇収集・蓄積状況がわかる資料 資料 1-1-2-(1)-01 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積していることがわかる資料 ◇担当組織、責任体制がわかる資料 再掲) 資料 1-1-1-(3)-01 自己点検・評価の基準・項目等を設定している事を示す資料 資料 1-1-2-(1)-02 担当組織、責任体制がわかる資料(内部組織規程) 資料 1-1-2-(1)-03 担当組織、責任体制がわかる資料(事務組織及び事務分掌規則) 資料 1-1-2-(1)-04 定期的に収集・蓄積するためのルールを示す資料

(2) 自己点検・評価を定期的に行っているか。 ☒ 実施している ☐ 実施していない	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかがわかる資料も含む。） 再掲）資料 1-1-1-(1)-02 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を示す資料 ◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。 上記自己点検書作成要項に則り、毎年行っている。要項の第2条にある通り、本校の業務を継続的に改善するためのPDCA サイクルを推進するためには毎年の点検が必要であるため、適切な頻度と判断する。
(3) (2)の結果を公表しているか。 ☒ 公表している ☐ 公表していない	◇公表状況がわかる資料（ウェブサイトのアドレスの明示でも可。） 資料 1-1-2-(3)-01 自己点検評価の公表状況がわかる資料 http://www.kurume-nct.ac.jp/kikaku/SelfInspection.html
【重点評価項目】 観点 1-1-③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。	
【留意点】 ○ 学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。 ○ 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。 ○ 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 教員 ☒ 職員	◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。） 教職員： 再掲）資料 1-1-1-(2)-02 自己点検・評価の実施体制整備を示す資料(PDCA システム図)

■在学学生 ■卒業（修了）時の学生 ■卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生 ■保護者 ■就職・進学先関係者	再掲）資料 1-1-1-(3)-01 自己点検・評価の基準・項目等を設定している事を示す資料 在学学生： 資料 1-1-3-(1)-01 在学生からの意見聴取を実施していることが分かる資料 卒業（修了）時の学生： 資料 1-1-3-(1)-02 卒業（修了）時の学生アンケート実施内容を示す資料 資料 1-1-3-(1)-03 卒業（修了）時の学生アンケート集計結果取りまとめと分析を示す資料 卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生： 資料 1-1-3-(1)-04 卒業(修了)から一定年数後の卒業(修了)生へのアンケート結果を示す資料 保護者： 資料 1-1-3-(1)-05 保護者からの意見等を反映していることを示す資料 就職・進学先関係者： 資料 1-1-3-(1)-06 就職・進学先関係者からの意見等に係るアンケート内容を示す資料 ◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所 資料 1-1-3-(1)-07 自己点検・評価報告書の該当箇所を示す資料
(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） 【在学生の意見聴取】 ■学習環境に関する評価 ■学生による授業評価 ■学生による教育・学習の達成度に関する評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） ■学生による満足度評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） □その他 【卒業（修了）時の意見聴取】	◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所 【在学生の意見聴取】 資料 1-1-3-(2)-01 在学生の意見聴取を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所 【卒業（修了）時の意見聴取】 資料 1-1-3-(2)-02 卒業(修了)時の意見聴取を踏まえて評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所 【卒業（修了）後の意見聴取】 資料 1-1-3-(2)-03 卒業（修了）後の意見聴取を踏まえた自

■卒業（修了）時の学生による教育・学習の達成度に関する評価 ■卒業（修了）時の学生による満足度評価 □その他 【卒業（修了）後の意見聴取】 ■卒業（修了）後の学生による学習成果の効果に関する評価 ■卒業（修了）後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価 □その他 【外部評価】 ■外部有識者の検証 ■教育活動に関する第三者評価 （機関別認証評価、JABEE 等。） □設置計画履行状況調査 □その他	自己点検・評価を実施していることを示す資料 【外部評価】 資料 1-1-3-(2)-04 外部評価を踏まえて自己点検・評価を実施していることを示す資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。
【重点評価項目】 観点 1-1-④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。	
【留意点】 ○ 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。 1-1-①-(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。 ○ 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、JABEE（日本技術者教育認定機構）によるJABEE認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。 ■整備されている □整備されていない	◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事要旨、活動記録等） 資料 1-1-4-(1)-01 久留米高専の学校運営システムを示す図 資料 1-1-4-(1)-02 久留米高専の学校運営システムを示す図を補完する規則等（運営委員会規則） 資料 1-1-4-(1)-03 久留米高専の学校運営システムを示す図を補完する規則等（久留米工業高等専門学校教務委員会

	規則)
(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。 ■対応している □対応していない □指摘を受けていない	◇対応状況がわかる資料 資料 1-1-4-(2)-01 機関別認証評価の指摘事項に対する取り組み状況を示す資料
(3) (2) 以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 ■改善に向けた取組を行っている □改善に向けた取組を行っていない	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所再掲) 資料 1-1-1-(3)-01 自己点検・評価の基準・項目等を設定している事示す資料(資料最左欄の「認」は機関別認証評価、「外」は外部評価委員会、「JB」は JABEE で指摘された事項について記載し、それぞれを項目別に自己評価点検書に盛り込んでいる。) ◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料 再掲) 資料 1-1-3-(2)-04 外部評価を踏まえて自己点検・評価を実施していることを示す資料
1-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
認証評価、JABEE、外部評価委員会、その他学校の自己点検に必要な事項を学校独自の自己点検評価書としてまとめ、前期末と年度末に記録を行うことにより、毎年確実に PDCA サイクルを回している。	
評価の視点	
1-2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。	
（準学士課程） 観点 1-2-① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成 28 年 3 月 31 日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの 3 ページ上段の基本的な考え方や、同 5 ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同 6 ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。 ○ 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第 3 条の規定	

により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のⅡ目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。 ○ 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。	
関係法令	（法）第 117 条 （施）第 165 条の 2 （設）第 17 条第 3～6 項、第 17 条の 2、第 17 条の 3、第 18 条、第 19 条、第 20 条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） □準学士課程全体として定めている ■学科ごとに定めている □その他	◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー） 資料 1-2-1-(1)-01 3 ポリシーを示す資料 (http://www.kurume-nct.ac.jp/kikaku/Policy.html) 各学科のディプロマポリシーは、各学科の教育目的、教育目標をより詳しく記載したものとしているため、整合性を有している。
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）と整合性を有しているか。 ■整合性を有している □整合性を有していない	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(3) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■示している □示していない	
観点 1-2-2-② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成 28 年 3 月 31 日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの 3 ページ上段の基本的な考え方や、同 5 ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同 6 ページカリキュラム・ポリシーについて	

等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 2 項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定されるところであり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校の判断で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式的に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。） ○ （３）の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。	
関係法令	（施）第 165 条の 2 （設）第 15 条、第 16 条、第 17 条（第 7 項）、第 17 条の 2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。 （該当する選択肢にチェック■する。） □準学士課程全体として定めている ■学科ごとに定めている □その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー） 再掲）資料 1-2-1-(1)-01 3 ポリシーを示す資料 （http://www.kurume-nct.ac.jp/kikaku/Policy.html） 各学科のカリキュラムポリシーは、それぞれのディプロマポリシーの内容を達成するために編成している教育課程について記載しているため、整合性を有している。
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ■整合性を有している □整合性を有していない	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■どのような教育課程を編成するかを示している ■どのような教育内容・方法を実施するかを示している ■学習成果をどのように評価するかを示している □その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
観点 1-2-③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて	

明確に定められているか。	
【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成 28 年 3 月 31 日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、ガイドラインの 3 ページ上段の基本的な考え方や、同 5 ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同 6 ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で 1 つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。 ○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているかを分析すること。なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の 3 要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。 ○ 「学力の 3 要素」とは、1 知識・技能、2 思考力・判断力・表現力等の能力、3 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。	
関係法令	(法)第 57 条、第 118 条 (施)第 165 条の 2 「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー) 及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー) の策定及び運用に関するガイドライン (平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会)
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。 （該当する選択肢にチェック■する。） ■準学士課程全体として定めている ■学科ごとに定めている □その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー） 再掲）資料 1-2-1-(1)-01 3 ポリシーを示す資料 (http://www.kurume-nct.ac.jp/kikaku/Policy.html) 入試は全学科共通で実施しているため、準学士課程の教育目的、教育目標により合致した中学生を受け入れる内容としている。各学科の教育目的、教育目標は、準学士課程の教育目的、教育目標を専門分野に応じた内容としている。したがって、アドミッションポリシーはディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの根幹となる準学士課程の教区目的、教育目標を踏まえて策定している。
(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■目的・方針等を踏まえて策定している □目的・方針等を踏まえて策定していない	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(3) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ■明示している □明示していない	

(4) 入学者の受入れに関する方針（アドミSSION・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■明示している □明示していない	
(5) 受入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■含まれている □含まれていない	
（専攻科課程） 観点1-2-④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ 観点1-2-①の留意点に準ずるものとする。	
関係法令	（法）第119条第2項 （施）第165条の2 （設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミSSION・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） □専攻科課程全体として定めている ■専攻ごとに定めている □その他	◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料 資料 1-2-4-(1)-01 専攻科の専攻ごとに定めているディプロマポリシー 資料 1-2-4-(2)-01 専攻科の教育目的・目標 資料 1-2-4-(2)-02 専攻科の教育目的と特徴
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科課程全体、各専攻の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）と整合性を有しているか。 ■整合性を有している □整合性を有していない	資料 1-2-4-(2)-03 専攻科ディプロマポリシーが専攻科課程全体、各専攻の目的と整合性を有していることを確認したことを示す資料 資料 1-2-4-(3)-01 各 JABEE プログラムコースの学習・教育到達目標
(3) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■示している	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。

☐ 示していない	
観点 1-2-⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ 観点 1-2-②の留意点に準ずるものとする。	
関係法令	(施)第 165 条の 2 (設)第 15 条、第 16 条、第 17 条（第 7 項）、第 17 条の 2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミSSION・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する ☐満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐専攻科課程全体として定めている ■専攻ごとに定めている ☐その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）がわかる資料 資料 1-2-5-(1)-01 専攻科の専攻ごとに定めているカリキュラムポリシー 資料 1-2-5-(2)-01 専攻科カリキュラムポリシーが専攻科ディプロマポリシーとの整合性を有していることを確認したことを示す資料 再掲) 資料 1-2-4-(2)-01 専攻科の教育目的・目標 ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ■整合性を有している ☐整合性を有していない	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐どのような教育課程を編成するかを示している ■どのような教育内容・方法を実施するかを示している ■学習成果をどのように評価するかを示している ☐その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
観点 1-2-⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミSSION・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ 観点 1-2-③の留意点に準ずるものとする。	

関係法令	(法)第119条第2項(施)第165条の2、第177条 「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン(平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会)
観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を定めているか。 (該当する選択肢にチェック■する。) □専攻科課程全体として定めている ■専攻ごとに定めている □その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー) 資料 1-2-6-(1)-01 久留米工業高等専門学校入学者の受入れに関する方針 (http://www.kurume-nct.ac.jp/kikaku/Policy.html)
(2) 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)は、学校の目的や専攻科課程の目的(本評価書Ⅱに記載したもの)、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)を踏まえて策定しているか。 ■目的・方針等を踏まえて策定している □目的・方針等を踏まえて策定していない	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(3) 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ■明示している □明示していない	
(4) 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)には、「求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)」を明示しているか。 ■明示している □明示していない	
(5) 受入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■含まれている □含まれていない	
1-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	

該当なし	
評価の視点	
1-3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。	
観点 1-3-① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。	
【留意点】 ○ (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。	
関係法令	(法)第109条 (施)第166条 (設)第2条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。 ☒ なっている ☐ なっていない	◇点検を行う体制がわかる資料（関連規定等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。） 再掲) 資料 1-1-1-(2)-02 自己点検・評価の実施体制整備を示す資料(PDCA システム図)) 資料 1-3-1-(1)-01 自己点検報告書の該当部分を示す資料 資料 1-3-1-(1)-02 教務委員会規則を示す資料 資料 1-3-1-(1)-03 専攻科委員会規則を示す資料
(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。 ☐ 点検して、改定している ☒ 点検した上で、改定を要しないと判断している ☐ 点検していない	◇点検の実情に関する資料（実績） 資料 1-3-1-(2)-01 令和元年度第6回教務委員会議事要旨 資料 1-3-1-(2)-02 専攻科委員会による学校の目的及び三つの方針について点検の実情に関する資料
1-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準 1

優れた点
年度計画のほか、三つの外部評価（機関別認証評価、外部評価委員会、JABEE）で指摘された事項を一つの自己点検評価書にまとめている。自己点検評価書では担当部署を明確化し、半年ごとに記録をするだけでなく、年度末には次年度へ向けての対応も記入することにより、毎年、確実に自己点検を行う内部質保証システムが確立されている。

改善を要する点
該当なし

基準2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点	
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	
観点2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。	
【留意点】 ○ 準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に関係する記述が明確になっていることを分析すること。 ○ 学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書Ⅱに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。	
関係法令	(法)第116条 (設)第4条、第4条の2、第5条、第27条の3
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■整合性がとれている □整合性がとれていない	◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。 本校の目的は学則第1条に掲げており、本校本科の準学士課程における教育上の目的及び目標については資料2-1-1-(1)-01 久留米工業高等専門学校の準学士（本科）課程における教育目的及び教育目標を定める規則に定めている。本校に設置している学科については、学校の目的及び卒業の認定に関する方針と整合性がとれている。 （資料2-1-1-(1)-02 久留米工業高等専門学校卒業の認定に関する方針 (http://www.kurume-nct.ac.jp/kikaku/Policy.html))
観点2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。	
【留意点】 ○ 専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に関係する記述が明確になっていることを分析すること。 ○ 専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。	
関係法令	(法)第119条第2項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■整合性がとれている □整合性がとれていない	◇本評価書Ⅱに記載したもの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料 資料 2-1-2-(1)-01 久留米工業高等専門学校学則での学校の目的及び専攻科に係る規定 資料 2-1-2-(1)-02 久留米工業高等専門学校専攻科委員会規則 資料 2-1-2-(1)-03 久留米工業高等専門学校専攻科における単位の修得に関する規程 資料 2-1-2-(1)-04 久留米工業高等専門学校専攻科における学業成績の評価並びに単位の認定及び修了に関する規程 ◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。 本校の目的は学則第1条で定めている。[再掲] 資料 2-1-2-(1)-01 久留米工業高等専門学校学則での学校の目的及び専攻科に係る規定]これに基づいて専攻科の2つの専攻ごとに教育目的及び教育目標を定めている。この教育目的及び目標に沿ってディプロマポリシーを定めている。[再掲] 資料 1-2-4-(1)-01 専攻科の専攻ごとに定めているディプロマポリシー]したがって、学校の目的と修了の認定に関する方針は整合性がとれている。
観点2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等） 資料 2-1-3-(1)-01 教務の組織体制がわかる資料(教務委員会規則) 資料 2-1-3-(1)-02 教務の組織体制が分かる資料(授業改善検討委員会規則) 資料 2-1-3-(1)-03 教務の組織体制が分かる資料(専攻科委

	員会規則) 資料 2-1-3-(1)-04 教務の組織体制が分かる資料(JABEE 委員会規則) 資料 2-1-3-(1)-05 学生支援の組織体制がわかる資料(厚生補導委員会規則) 資料 2-1-3-(1)-06 学生支援の組織体制が分かる資料(いじめ対策委員会規程) 資料 2-1-3-(1)-07 学生支援の組織体制が分かる資料(学生相談室規則) 資料 2-1-3-(1)-08 学生支援の組織体制が分かる資料(キャリア支援室規則) 資料 2-1-3-(1)-09 入試の組織体制が分かる資料(入学試験運営委員会規則) 資料 2-1-3-(1)-10 入試の組織体制が分かる資料(入学試験合格者査定委員会規則)
(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇活動が行われている実績がわかる資料（当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等） 資料 2-1-3-(2)-01 教務委員会議事要旨 資料 2-1-3-(2)-02 授業改善委員会議事要旨 資料 2-1-3-(2)-03 専攻科委員会議事要旨 資料 2-1-3-(2)-04 JABEE 委員会議事要旨 資料 2-1-3-(2)-05 厚生補導委員会議事要旨 資料 2-1-3-(2)-06 学生相談室運営委員会議事要旨 資料 2-1-3-(2)-07 キャリア支援室運営委員会議事要旨 資料 2-1-3-(2)-08 入学試験運営委員会議事要旨 資料 2-1-3-(2)-09 入学試験合格者査定委員会議事要旨
2-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	
評価の視点 2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。	
観点 2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。	
【留意点】 ○ 本評価書Ⅱに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。 （例 1）目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。	

(例2) 目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。 ○ (1)(2)に関し、専任教員数には助教の数も含めることができる(助手は除く。) ○ (4)(5)については、非常勤講師についても分析すること。	
関係法令	(法)第120条 (設)第6条、第7条、第8条、第9条
観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■確保している □確保していない	◇【別紙様式】高等専門学校現況表 資料 2-2-1-(1)-01 一般科目担当の専任教員がわかる資料 資料 2-2-1-(2)-01 専門科目担当の専任教員がわかる資料 資料 2-2-1-(3)-01 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数がわかる資料
(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■確保している □確保していない	
(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。 ■確保している □確保していない	
(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ■担当が適切である □担当が適切でない	◇【別紙様式】担当教員一覧表等 資料 2-2-1-(4)-01 適切な専門分野の教員が授業科目を担当している資料
(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。(該当する選択肢にチェック■する。) ■博士の学位 □ネイティブスピーカー(担当する言語を母国語とする) ■技術資格 ■実務経験(教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等) □海外経験 □その他	◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。 本校教員採用の際に、教育・研究に意欲がある方であること受験資格として明記している。また、その選考において、「博士の学位を有する方」「博士の学位を有するか取得見込みの人」「技術士の資格を有する人」「本校は多様なキャリアを有する教員の採用を推進しており、実務経験のある人や国際交流に理解のある人の応募」を条件としている。 資料 2-2-1-(5)-01 専門分野以外配慮を求める資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。

観点 2-2-② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。	
【留意点】 ○ 本評価書Ⅱに記載した目的や修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。 （例）目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。	
関係法令	(法)第119条第2項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない （根拠理由欄） 本校は専攻科担当教員の配置、担当科目、その指導実績を満たしており、特例適用専攻科の認定に係る結果を利用できると判断する。	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。 □適切に確保している □適切に確保していない	◇【別紙様式】担当教員一覧表等 ◆左記について、資料を基に記述する。
(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 □担当が適切である □担当が適切でない	
(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。 □担当が適切である □担当が適切でない	◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料
観点 2-2-③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(設)第6条第6項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。 ■配慮している □配慮していない	◇教員の年齢構成がわかる資料（観点4－3－①の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。） 資料 2-2-3-(1)-01 教員の年齢構成がわかる資料 ◆配慮の取組について、資料を基に記述する。 職種（教授・准教授・助教）により昇任年齢（例外あり）を定めており、また学科ごとの職種ごとの人数を定めており、年齢が偏らないようにしている 資料 2-2-3-(1)-02 職種により年齢基準を定めた資料 資料 2-2-3-(1)-03 学科ごとに職種人数を定めた資料
(2) (1) 以外に配慮している措置はあるか。（該当する選択肢にチェック■する。） □教育経歴 □実務経験 ■男女比 □その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料 資料 2-2-3-(2)-01 男女共同参画の観点から女性の積極的な採用を示す資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。（該当する選択肢にチェック■する。） □学位取得に関する支援 □任期制の導入 □公募制の導入 ■教員表彰制度の導入 □企業研修への参加支援 ■校長裁量経費等の予算配分 □ゆとりの時間確保策の導入 □サバティカル制度の導入 ■他の教育機関との人事交流 □その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料 資料 2-2-3-(3)-01 教員表彰制度の導入がわかる資料 資料 2-2-3-(3)-02 他の教育機関との人事交流を進める資料 資料 2-2-3-(3)-03 他の教育機関との人事交流に関する規程 資料 2-2-3-(3)-04 校長裁量経費等の予算配分を行っていることを示す資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
2－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	
評価の視点	

2-3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。	
観点2-3-① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇教員評価に係る規程等がわかる資料 資料 2-3-1-(1)-01 教員評価に係る規程等がわかる資料 ◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかがわかる資料 再掲) 資料 2-3-1-(1)-01 教員評価に係る規程等がわかる資料
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。 ☒ 実施している ☐ 実施していない	
(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 給与における措置 ☐ 研究費配分における措置 ☐ 教員組織の見直し ☒ 表彰 ☐ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。 ◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。 期末勤勉手当の評価だけでなく、昇給及び国立高等専門学校機構教員表彰の推薦資料として活用している 資料 2-3-1-(3)-01 把握した評価結果を基に行っている取組み（給与） 資料 2-3-1-(3)-02 把握した評価結果を基に行っている取組み（顕彰）
(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。 ☒ 実施している ☐ 実施していない	◇教員評価に係る規程等を定めた資料 資料 2-3-1-(4)-01 教員評価に係る規程等を定めた資料 本資料に基づき、学生からの教員評価を行っている、下記『資料 2-3-1-(4)-03 教員評価の実施結果に関する資料』にあるとおり非常勤教員（講師）も対象となっている。 ◇実施していることがわかる資料 資料 2-3-1-(4)-02 教員評価を実施していることがわかる

	資料 資料 2-3-1-(4)-03 教員評価の実施結果に関する資料（本資料については回答率のみの集計結果）
観点 2-3-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。	
【留意点】 ○ (3)の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。	
関係法令	(設) 第 11～14 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。 ■定めている □定めていない	◇定めている規程がわかる資料（採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。） 資料 2-3-2-(1)-01 教員の昇格等について定めている規程がわかる資料 資料 2-3-2-(1)-02 採用について定めている規程等 資料 2-3-2-(1)-03 採用・昇任に係る審議機関設置に関する資料
(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■模擬授業の実施 ■教育歴の確認 ■実務経験の確認 □海外経験の確認 □国際的な活動実績の確認 □その他	◇実施・確認していることがわかる資料 資料 2-3-2-(2)-01 教員の昇任推薦様式 資料 2-3-2-(2)-02 実施・確認していることがわかる資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。 ■行っている □行っていない	◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。 平成 31 年 4 月に、一般科目（文科系）で教授への昇任が 1 名、一般文科（理科系）・材料システム工学科で講師への昇任を各 1 名実施した（資料 2-3-2-(3)-01 昇任等実績がわかる資料、資料 2-3-2-(3)-02 採用・昇任に関する経過を示す資料）
(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。 ■定めている	◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料 資料 2-3-2-(4)-01 非常勤教員の採用基準等の規程がわか

☐ 定めていない		る資料
2-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。		
該当なし		
評価の視点 2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。		
観点 2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。		
【留意点】なし。		
関係法令	(設) 第 17 条の 4	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない		
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない		◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程 資料 2-4-1-(1)-01FD の実施体制を示す資料 ◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料 資料 2-4-1-(1)-02FD の実施方針を示す資料 資料 2-4-1-(1)-03FD の実施内容を示す資料
(2) 定期的にFDを実施しているか。 ☒ 実施している ☐ 実施していない		◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料 資料 2-4-1-(2)-01FD の実施状況を示す資料 再掲）資料 2-4-1-(1)-03FD の実施内容を示す資料 ◇FDに関する報告書等の該当箇所等 資料 2-4-1-(2)-02FD の実施に関する報告の資料
(3) (2) のFDを実施した結果が、改善に結びついているか。 ☒ 結びついている ☐ 結びついていない		◆FDの結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資料を基に記述する。 本校では、平成 30 年度第 1 回教育改善会議で「Office365、Blackboard の紹介と実演」（H30.6.7 開催）をテーマにした。当会議の開催以降、Office365 の Outlook、Forms や Teams などを活用した情報配信、アンケート、チーム内での情報共有や打合せ会議などを行ってきた。 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、学生の学

	びを止めないことを念頭において、遠隔授業の円滑導入を目的とし、令和 2 年度第 1 回教育改善会議では「Office365 を用いた遠隔授業」(R2.4.27 開催)をテーマにした。会議では、Teams の会議機能を用いた遠隔授業の行い方について実演を含めた内容とした。当会議から遠隔授業開始までの間、Teams での遠隔授業に関する教員間での情報共有が活発に行われ、5 月 8 日から遠隔授業を開始することができた。遠隔授業を行った際に気付いた点については、教員間で情報共有を続けており、授業改善に成果をあげている。 資料 2-4-1-(3)-01FD の結果、改善に結びついた事例を示す資料、および資料 2-4-1-(3)-02 遠隔授業の実施状況調査結果を示す資料
観点 2-4-② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。	
【留意点】 ○ 助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。	
関係法令	(法)第 37 条第 14 項、第 60 条第 6 項、第 120 条第 1 項第 1 号、2 号、7 号 (設)第 7 条、第 10 条、第 25 条第 2 項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）を法令に従い適切に配置しているか。 ■配置している □配置していない	◇【別紙様式】高等専門学校現況表、教育支援者に関する事務組織図、役割分担がわかる資料 資料 2-4-2-(1)-01 教育支援者に関する事務組織図、役割分担がわかる資料
(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。 ■配置している □配置していない	
観点 2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。	
【留意点】 ○ スタッフ・ディベロップメント（管理運営等の研修）への取組は観点 4-2-⑤で分析するため、ここでは、FD に関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。FD への取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する	

☐ 満たしていると判断しない	
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇研修等の実施状況（参加状況等。）の取組がわかる資料 資料 2-4-3-(1)-01 研修等の実施状況（参加状況等）の取組がわかる資料 資料 2-4-3-(1)-02FD に関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を示す資料
2-4 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準 2

優れた点
該当なし
改善を要する点
該当なし

基準3 学習環境及び学生支援等

評価の視点	
3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。	
観点3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。	
【留意点】	
○ (4)の専用の施設とは、高等専門学校設置基準第23条に規定する施設のことである。	
関係法令	(設)第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第27条の2、(施)第172条の2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■確保している □確保していない	◇【別紙様式】高等専門学校現況表
(2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■確保している □確保していない	◇【別紙様式】高等専門学校現況表
(3) 運動場を設けているか。 ■校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けている □その他の適当な位置に設けている □設けていない	◇設置状況がわかる資料 資料 3-1-1-(3)-01 運動場の設置状況がわかる資料 ◆その他の適当な位置に設けているをチェックした場合は、その設置場所を具体的に記述する。
(4) 高等専門学校の校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えているか。 ■備えている □備えていない	◇設置状況がわかる資料 資料 3-1-1-(4)-01 専用の施設がわかる資料
(5) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■実験・実習工場 □練習船 □その他	◇設置状況がわかる資料 資料 3-1-1-(5)-01 実験・実習工場の設置状況がわかる資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。
(6) 自主的学習スペースを設けているか。 ■設けている	◇設置状況がわかる資料 資料 3-1-1-(6)-01 自主的学習スペースの設置状況が分か

☐ 設けていない	る資料
(7) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。(該当する選択肢にチェック■する。) ☒ 厚生施設 ☐ コミュニケーションスペース ☐ その他	◇設置状況がわかる資料 資料 3-1-1-(7)-01 厚生施設の設置状況が分かる資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。
(8) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇安全衛生管理体制がわかる資料 資料 3-1-1-(8)-01 久留米工業高等専門学校安全衛生管理規程 ◇設備使用に関する規定、設備利用の手引き等 資料 3-1-1-(8)-02 実験・実習における安全の心得
(9) (8)の体制が有効に機能しているか。 ☒ 機能している ☐ 機能していない	◆安全(指導)管理に係る講習会等が行われている事例に関する資料を基に記述する。 資料 3-1-1-(9)-01 安全衛生管理体制が有効に機能していることが分かる資料
(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料 資料 3-1-1-(10)-01 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているかを示す資料
(11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇体制に関する規程等の資料 資料 3-1-1-(11)-01 整備された教育・生活環境の改善等を行う体制が分かる規則
(12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料 資料 3-1-1-(12)-01 教育・生活環境の利用状況や満足度が把握できる資料 ◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。 資料 3-1-1-(12)-02 要望に基づき改善を行ったことがわかる資料
観点 3-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応した I C T 環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。	

【留意点】 ○ この観点のICT環境とは、無線・有線LANやパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況（利用可能なエリアの状況も含む。）の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めている。 ○ この観点では、ハードウェアの側面から捉えたICT環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点3-2-②で分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境を適切に整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇ICT環境の整備状況がわかる資料（学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。） 資料 3-1-2-(1)-01 久留米工業高等専門学校総合情報センターHP 資料 3-1-2-(1)-02 久留米工業高等専門学校総合情報センター規則
(2) ICT環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、ICT環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料 資料 3-1-2-(2)-01 久留米工業高等専門学校情報セキュリティ管理規程 資料 3-1-2-(2)-02 久留米工業高等専門学校情報セキュリティ推進規程 資料 3-1-2-(2)-03 久留米工業高等専門学校情報セキュリティ利用者規程
(3) ICT環境は有効に活用されているか。 ■活用されている □活用されていない	◇ICT環境の利用状況がわかる資料 資料 3-1-2-(3)-01 ICT環境の利用状況がわかる資料
(4) (3)について学生や教職員のICT環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制に関する規定等の資料 資料 3-1-2-(4)-01 ICT環境の満足度等を把握していることがわかる資料 再掲) 資料 3-1-2-(1)-02 久留米工業高等専門学校総合情報センター規則
(5) (4)の体制が機能しているか。 ■機能している □機能していない	◆左記について、改善を行った事例がある場合は、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。 資料 3-1-2-(5)-01 ICT環境整備に関する資料

	パソコン室以外からも英語教材ソフト（ネットアカデミー）等を利用できるようにしてほしいとの学生からの要望を受け、ウェーブホール（学生食堂）および図書館ホールに Wi-Fi ルーターを設置した。その後、学内全域で Wi-Fi を使用できるように整備している。
観点 3-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。	
【留意点】 ○ 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の資料が系統的（学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。）に収集、整理されているかについて分析すること。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等について分析すること。 ○ 図書等の整備方針、整備状況及び図書館等の開館時間がわかる資料を提示すること。	
関係法令	(設) 第 25 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。 ■備えている □備えていない	◇整備状況がわかる資料 資料 3-1-3-(1)-01 整備状況がわかる資料
(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。 ■系統的に収集、整理している □系統的に収集、整理していない	◇整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料 資料 3-1-3-(2)-01 整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料
(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。 ■活用されている □活用されていない	◇図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料 資料 3-1-3-(3)-01 図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料
(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料 資料 3-1-3-(4)-01 図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料
3-1 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	

該当なし	
評価の視点 ３－２ 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。	
観点３－２－① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。	
【留意点】 ○ 入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。 ○ 図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■学科生 ■専攻科生 ■編入学生 ■留学生 □障害のある学生 □社会人学生 □その他	◇実施状況がわかる資料 資料 3-2-1-(1)-01 ガイダンスを実施している事がわかる資料 資料 3-2-1-(1)-02R2 履修の手引き(新入生用) 資料 3-2-1-(1)-03 リベラルアーツ特論ガイダンス資料(3年生) 資料 3-2-1-(1)-04 各学科 学科生ガイダンス資料 資料 3-2-1-(1)-05 留学生ガイダンス資料(教務関係) 資料 3-2-1-(1)-06 留学生へのガイダンス内容を示す資料(教務関係除く) 資料 3-2-1-(1)-07 編入学生ガイダンス資料 資料 3-2-1-(1)-08 専攻科生へのガイダンス内容を示す資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
観点３－２－② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。	
【留意点】 ○ (1)の相談・助言体制については、学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。）についても分析すること。 ○ 相談・助言体制やニーズ把握の仕組みが機能しているかを確認するため、それぞれの体制の利用状況や、ニーズ	

を把握するための仕組みについて分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 担任制・指導教員制の整備 ☒ オフィスアワーの整備 ☒ 対面型の相談受付体制の整備 ☒ 電子メールによる相談受付体制の整備 ☒ ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 ☒ 資格試験・検定試験等の支援体制の整備 ☒ 外国への留学に関する支援体制の整備 ☐ その他	◇チェックした選択肢に関する状況がわかる資料 資料 3-2-2-(1)-01 担任制の整備がわかる資料 資料 3-2-2-(1)-02 オフィスアワーの整備がわかる資料 資料 3-2-2-(1)-03 対面型の相談受付体制の整備がわかる資料 資料 3-2-2-(1)-04 電子メールによる相談受付体制の整備がわかる資料 資料 3-2-2-(1)-05 ICTを活用した成績確認や学習相談等の整備がわかる資料 資料 3-2-2-(1)-06 資格試験・検定試験等の支援体制の整備がわかる資料 資料 3-2-2-(1)-07 外国への留学に関する支援体制の整備がわかる資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(2) (1)は、学生に利用されているか。 ☒ 利用されている ☐ 利用されていない	◇各種相談助言体制の利用状況（実績・相談対応例等）がわかる資料 再掲）資料 3-2-2-(1)-05 ICTを活用した成績確認や学習相談等の整備がわかる資料 資料 3-2-2-(2)-01 資格試験等の利用状況がわかる資料 資料 3-2-2-(2)-02 オフィスアワー利用がわかる資料
(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 担任制・指導教員制の導入 ☒ 学生との懇談会 ☒ 意見投書箱 ☐ その他	◇制度がわかる資料 再掲）資料 3-2-2-(1)-01 担任制の整備がわかる資料 資料 3-2-2-(3)-01 校長と学生会との懇談会 資料 3-2-2-(3)-02 久留米高専意見箱 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(4) (3)は、有効に機能しているか。	◇制度の機能状況がわかる資料

☒ 機能している ☐ 機能していない	資料 3-2-2-(4)-01 時間割（担任による HR） 資料 3-2-2-(4)-02 久留米高専意見箱（回答欄） 再掲）資料 3-2-2-(3)-01 校長と学生会との懇談会資料
観点 3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。	
【留意点】 ○ 障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。 ○ (10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。	
関係法令	教育基本法第4条第2項（教育の機会均等） 障害者差別解消法第5条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）及び第7条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）又は第8条（事業者における障害を理由とする差別の禁止）第9条～11条 ※障害者差別解消法とは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）」の略称のこと。
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇整備状況がわかる資料 資料 3-2-3-(1)-01 留学生の学習及び生活に対する支援体制がわかる資料
(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等）がわかる資料 資料 3-2-3-(2)-01 留学生指導教員の配置がわかる資料 資料 3-2-3-(2)-02 留学生チューターの配置がわかる資料 ◇支援の実施状況がわかる資料 資料 3-2-3-(2)-03 留学生用の日本語授業時間割がわかる資料 再掲）資料 3-2-1-(1)-06 留学生へのガイダンス資料(今日無関係除く)
(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇整備状況がわかる資料 資料 3-2-3-(3)-01 カリキュラム表 再掲）資料 3-2-1-(1)-07 編入学生ガイダンス
(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて	◇編入学生を支援する取組がわかる資料

行っているか。 ■行っている □行っていない	再掲) 資料 3-2-1-(1)-07 編入学生ガイダンス ◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料 ◇入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及びその内容（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。） 編入生の相談等の対応は担任が窓口とっている。また、各学科編入生用の選択科目を設置しており、在校生が既に履修した専門科目の内容等について支援するようにしている。 ◇支援の実施状況がわかる資料 資料 3-2-3-(4)-01 支援の実施状況がわかる資料
(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇整備状況がわかる資料 資料 3-2-3-(5)-01 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備していることを示す資料
(6) (5) の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。 □行っている ■行っていない	◇社会人学生を支援する取組（情報提供（電子メール、ウェブサイト等。））がわかる資料 社会人学生を支援する体制はあるが、社会人学生が在学していないため、支援を実施していない。 ◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料（オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。） 特になし ◇支援の実施状況がわかる資料 特になし
(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇整備状況がわかる資料 資料 3-2-3-(7)-01 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備していることを示す資料
(8) (7) の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■行っている □行っていない	◇障害のある学生を支援する取組（ノートテカー、チューターの配置）がわかる資料 資料 3-2-3-(8)-01 障害のある学生の支援を必要に応じて行っていることを示す資料

	◇支援の実施状況がわかる資料 資料 3-2-3-(8)-02 障害のある学生への対応事例
(9) 障害者差別解消法第 5 条及び第 7 条又は第 8 条（第 9 条、第 10 条、第 11 条の関係条項も含む。）に対応しているか。 ☒ 対応している ☐ 対応していない	◇対応状況がわかる資料 資料 3-2-3-(9)-01 障害者差別解消法への対応状況がわかる資料
(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。 本校では、特別支援教育委員会の他に、学生指導支援連絡会を設置し、事件や事故などの学生の情報を共有している。 資料 3-2-3-(10)-01 学生指導支援連絡会規程
観点 3-2-④ 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(法) 第 12 条 学校保健安全法第 8 条、第 13 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 学生相談室 ☒ 保健センター ☒ 相談員やカウンセラーの配置 ☒ ハラスメント等の相談体制 ☒ 学生に対する相談の案内等 ☒ 奨学金 ☒ 授業料減免 ☐ 特待生 ☒ 緊急時の貸与等の制度 ☐ その他	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料（生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。） 【学生相談室】 資料 3-2-4-(1)-01 学生相談室の体制がわかる資料 【保健センター】 資料 3-2-4-(1)-02 保健衛生の状況がわかる資料 【相談員やカウンセラーの配置】 【学生に対する相談の案内等】 資料 3-2-4-(1)-03 相談員やカウンセラーの状況・学生に対する相談の案内がわかる資料 【ハラスメント等の相談体制】 資料 3-2-4-(1)-04 ハラスメントの相談体制がわかる資料 【奨学金】 【授業料免除】 資料 3-2-4-(1)-05 奨学金・授業料免除の指導体制と指導内容がわかる資料 【緊急時の貸与等の制度】 資料 3-2-4-(1)-06 緊急時の貸与等の制度がわかる資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記

	し、その状況がわかる資料を提示する。
(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に実施しているか。 ■実施している □実施していない	◇各取組の実施状況がわかる資料 再掲) 資料 3-2-4-(1)-02 保健衛生の状況がわかる資料
(3) (2) 以外で、(1) の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。 ■利用されている □利用されていない	◇相談実績（相談・対応例）、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料 資料 3-2-4-(3)-01 相談実績がわかる資料 ◇奨学金等の利用状況がわかる資料 資料 3-2-4-(3)-02 奨学金等の利用状況がわかる資料
観点 3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。	
【留意点】 ○ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を根拠資料として提示すること。また、資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析すること。 ○ 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規程、単位認定実績等を根拠資料として提示すること。 ○ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規程、留学実績等を根拠資料として提示すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 資料 3-2-5-(1)-01 キャリア教育体制の整備状況がわかる資料
(2) (1) の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■キャリア教育に関する研修会・講演会の実施 □進路指導用マニュアルの作成 ■進路指導ガイダンスの実施 □進路指導室 □進路先（企業）訪問 ■進学・就職に関する説明会	◇左記でチェック■した取組状況がわかる資料 資料 3-2-5-(2)-01 キャリア教育に関する研修会・講演会の実施がわかる資料 資料 3-2-5-(2)-02 進路指導ガイダンスの実施が分かる資料 資料 3-2-5-(2)-03 進学・就職に関する説明会がわかる資料 資料 3-2-5-(2)-04 海外との交流協定の締結状況を示す資料

☐ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談 ☐ 資格取得による単位修得の認定 ☒ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等 ☐ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(3) (2) の取組が機能しているか。 ☒ 機能している ☐ 機能していない	◇それぞれの取組の（活用）実態がわかる資料 資料 3-2-5-(3)-01 取組実績が分かる資料 ※就職率は、本科、専攻科ともに 100%、進学率は、本科 98%、専攻科 97%を達成している。
観点 3-2-⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわかる資料 資料 3-2-6-(1)-01 課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわかる資料
(2) (1) の体制において、責任の所在が明確になっているか。 ☒ なっている ☐ なっていない	◇(1) の体制において、責任の所在がわかる資料 資料 3-2-6-(2)-01 課外活動の責任の所在がわかる資料
(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1) の体制が機能しているか。 ☒ 機能している ☐ 機能していない	◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料 資料 3-2-6-(3)-01 課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料
観点 3-2-⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない ☐ 学生寮を整備していないので、該当しない（→この場合は、(1) 以下の記入は不要）	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生寮を整備しているか。 ☒ 整備している	◇整備状況がわかる資料 資料 3-2-7-(1)-01 学生寮の整備状況がわかる資料

☐ 整備していない	
(2) 生活の場として整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。） 資料 3-2-7-(2)-01 生活支援の内容がわかる資料
(3) 勉学の場合として整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。） 資料 3-2-7-(3)-01 学習支援の内容がわかる資料
(4) (2) (3)について、有効に機能しているか。 ☒ 機能している ☐ 機能していない	◇入寮状況がわかる資料 資料 3-2-7-(4)-01 入寮状況がわかる資料 ◇勉学の場合としての活用実績がわかる資料 資料 3-2-7-(4)-02 勉学の場合としての活用実績がわかる資料
(5) 管理・運営体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇学生寮の管理規程等の資料 資料 3-2-7-(5)-01 学生寮の管理規程等の資料
3-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準3

優れた点
該当なし
改善を要する点
該当なし

基準4 財務基盤及び管理運営

評価の視点	
4-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。	
観点4-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。	
【留意点】 ○ 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものか等の状況について分析すること。	
関係法令	(設)第27条の2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 過去5年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。 ☒ なっている ☐ なっていない	◇過去5年間の貸借対照表等の財務諸表 資料 4-1-1-(1)-01 久留米工業高等専門学校の貸借対照表が分かる資料 資料 4-1-1-(1)-02 久留米工業高等専門学校の損益計算書が分かる資料 ◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料 資料 4-1-1-(1)-03 長期未払金及び長期借入金を確認できる資料 ◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容を確認できる資料 資料 4-1-1-(1)-04 臨時利益及び臨時損失を確認できる資料
(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。 ☒ 保有している ☐ 保有していない	◇その内容を確認できる資料 資料 4-1-1-(2)-01 校地及び校舎等の資産を保有していることが確認できる資料
(3) 過去5年間に於いて運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の経常的な収入を確保しているか。 ☒ 確保している ☐ 確保できない年があった	◇過去5年間の運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の収入状況 資料 4-1-1-(3)-01 過去5年間の運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の収入状況が分かる資料

	◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。
(4) 過去5年間の収支状況において支出超過となっていないか。 ☐ 支出超過となっていない ☒ 支出超過となった年があった	◇過去5年間の資金収支計算書及び消費収支計算書 資料 4-1-1-(4)-01 過去5年間の収支状況が分かる資料 ◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。 令和元年度の建物新営及び改修工事において、竣工後に危険個所の解消のための追加工事や整備のため追加工事が発生したこと等により約790万円の支出超過となった。
観点4-1-② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。 ☒ 策定している ☐ 策定していない	◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等 資料 4-1-2-(1)-01 収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程が分かる資料 ◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料 資料 4-1-2-(1)-02 予算配分や収支に係る方針、計画等が分かる資料
(2) (1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。 ☒ 明示している ☐ 明示していない	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料 資料 4-1-2-(2)-01 予算の関係者への明示状況を把握できる資料
観点4-1-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。	
【留意点】 ○ 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適切性も含めて分析すること。 ○ 予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。 ○ 校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析	

すること。	
関係法令	(設) 第 27 条の 2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績) 資料 4-1-3-(1)-01 予算配分実績が分かる資料 ◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料 資料 4-1-3-(1)-02 校長裁量経費等の資源配分が確認できる資料 ◇予算関連規程等 再掲) 資料 4-1-2-(1)-01 収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程が分かる資料 ◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等） 資料 4-1-3-(1)-03 予算配分に係る審議状況が分かる資料 ◇施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料（学内全体のマスタープラン等。） 資料 4-1-3-(1)-04 施設・設備の整備計画（マスタープラン）が分かる資料
(2) 資源配分が、4-1-②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。 ☒ 整合性がある ☐ 整合性がない	◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。 毎年策定する当初予算配分方針 再掲) 資料 4-1-2-(1)-02) に基づき、学内の予算委員会で当初予算を審議・決定している 再掲) 資料 4-1-3-(1)-03。決定した予算配分額は財務会計システムに登録され、予算配分を受けた者による管理はもとより、総務課においても執行管理を行い、適正かつ計画的な予算執行に努めている。
(3) 資源配分の内容について、関係者（教職員等）に明示しているか。 ☒ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料 再掲) 資料 4-1-2-(2)-01 予算の関係者への明示状況を把握

☐ 明示していない		できる資料
観点 4-1-④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。		
【留意点】 ☐ 設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析すること。 ☐ 会計監査の実施状況についても分析すること。		
関係法令	独立行政法人通則法第 38 条、第 39 条 私立学校法第 47 条 私立学校振興助成法第 14 条 その他財務諸表に関する各種法令等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第 12 条 その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令 私立学校法第 37 条第 3 項 私立学校振興助成法第 14 条第 3 項 地方自治法第 199 条 その他会計監査等に関する各種法令等	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない		
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。 ☒ 作成・公表している ☐ 作成・公表していない		◇作成・公表状況がわかる資料 資料 4-1-4-(1)-01 独立行政法人国立高等専門学校機構が財務諸表等を公表していることが分かる資料
(2) 財務に係る監査等を実施しているか。 ☒ 実施している ☐ 実施していない		◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。） 資料 4-1-4-(2)-01 学内会計監査規程の資料 ◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書 資料 4-1-4-(2)-02 外部監査を実施していることが分かる資料 資料 4-1-4-(2)-03 学内監査を実施していることが分かる資料 資料 4-1-4-(2)-04 高専間相互監査を実施していることが分かる資料
4-1 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。		
該当なし		
評価の観点 4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。		

観点4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	
【留意点】 ○ 観点2-1-③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。 ○ 組織図については、観点2-1-③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。 ○ 議事録又は議事要旨等については、過去1年分提示すること。 ○ 役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。	
関係法令	(法)第120条第3項 (施)第175条 (設)第10条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料 資料4-2-1-(1)-01 久留米工業高等専門学校学則 資料4-2-1-(1)-02 久留米工業高等専門学校内部組織規程
(2) 委員会等の体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇諸規程、整備状況がわかる資料（組織図等） 再掲）資料4-2-1-(1)-01 久留米工業高等専門学校学則 第20条
(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 ■なっている □なっていない	◇役割分担がわかる資料 再掲）資料4-2-1-(1)-01 久留米工業高等専門学校学則
(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇規程等、整備状況がわかる資料 資料4-2-1-(4)-01 久留米工業高等専門学校事務組織及び事務分掌規則
(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。 ■確保している □確保していない	◇規定等、教員と事務職員が構成員として構成されている会議体がわかる資料 再掲）資料1-1-4-(1)-01 久留米高専学校運営システム
(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇活動状況がわかる資料（会議の開催回数、議事要旨等。） 資料4-2-1-(6)-01 令和元年度委員会開催状況について
観点4-2-② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇規程等、整備状況がわかる資料 資料 4-2-2-(1)-01 危機管理等安全管理体制整備を示す資料（リスク管理規則） 資料 4-2-2-(1)-02 危機管理等安全管理体制整備を示す資料（危機管理規程）
(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇危機管理マニュアル等の資料 資料 4-2-2-(2)-01 危機管理マニュアル等の制定 資料 4-2-2-(2)-02 久留米工業高等専門学校危機管理が「トラバ」 資料 4-2-2-(2)-03 久留米工業高等専門学校危機管理マニュアル
(3) (1) (2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料 資料 4-2-2-(3)-01 訓練や講習会等の実施状況がわかる資料 1 資料 4-2-2-(3)-02 訓練や講習会等の実施状況がわかる資料 2 資料 4-2-2-(3)-03 訓練や講習会等の実施状況がわかる資料 3 資料 4-2-2-(3)-04 自衛消防団組織編成表
観点 4-2-③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。	
【留意点】 ○ 過去5年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるか等について、分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇過去5年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料 資料 4-2-3-(1)-01 過去5年間の寄附金の受入状況が分かる資料

	資料 4-2-3-(1)-02 過去 5 年間の科学研究費補助金の受入状況が分かる資料 資料 4-2-3-(1)-03 過去 5 年間の共同研究・受託研究等の受入状況が分かる資料 資料 4-2-3-(1)-04 外部資金の受入への取り組み状況が分かる資料
(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。 ■整備されている □整備されていない	◇管理体制がわかる資料（規程等） 資料 4-2-3-(2)-01 公的研究費の管理体制が分かる資料
観点 4-2-④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。 【留意点】 ○ 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。 ○ 「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を実践する活動例について分析すること。 ○ 財務的資源については、観点 4-2-③で分析し、ここでは教育資源、研究的資源について分析すること。 ○ 提示する資料の例としては、次のものを想定している。（全ての取組を求めているものではない。） ・ 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料（協定等を含む。） ・ 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料 ・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料 ・ 地域にある教育設備（図書館、博物館等。）、体育施設の利用及び支援がわかる資料 ・ 地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。 ■活用している □活用していない	◇活用状況がわかる資料 資料 4-2-4-(1)-01 地域企業等の教育研究活動への活用が分かる資料 資料 4-2-4-(1)-02 高等教育機関等の中で締結している学生・教員交流等に係る協定一覧 資料 4-2-4-(1)-03 高等教育機関間の協定に基づき設立された共同組織による事業内容が分かる資料（高等教育コンソーシアム久留米 Web ページ）http://consortium-kurume.jp/ 再掲）資料 4-2-3-(1)-03 過去 5 年間の共同研究・受託研究等の受入状況が分かる資料 資料 4-2-4-(1)-04 同窓生によるキャリア教育支援の実績が

		分かる資料 ＊技術振興会「テクノネット久留米」との連携により、地域企業や自治体、研究機関の教育研究資源を本校の教育研究活動に活用している。 また、近隣の高等教育機関との共同組織「高等教育コンソーシアム久留米」において、単位互換や公開講座等を通し、教育研究資源の相互活用を図っている。 ＊現在、九州大学と九州沖縄地区高専による連携教育プログラムの構築を進めている。(令和5年度 教育プログラム開始予定)
観点4-2-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。		
【留意点】 ○ ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点2-4-③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）への取組を分析すること。 ○ SDとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをいう。		
関係法令	(設)第10条の2	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない		
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) SD等を実施しているか。 ■実施している □実施していない		◇規程等の資料 資料4-2-5-(1)-01 研修に関する規程等資料 資料4-2-5-(1)-02 研修に関して定めた規則 ◇実施状況（参加状況等）がわかる資料 資料4-2-5-(1)-03 実施状況（参加状況等）がわかる資料
4-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。		
該当なし		
評価の視点		

4-3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。	
観点4-3-① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。	
【留意点】 ○ 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。	
関係法令	(施)第172条の2、(施)第165条の2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）22文科高第236号平成22年6月16日
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針 ☒ 教育研究上の基本組織 ☒ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ☒ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ☒ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 ☒ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たったの基準 ☒ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ☒ 授業料、入学料その他の高等専門学校が徴収する費用 ☒ 高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	◇刊行物の該当箇所がわかる資料 資料 4-3-1-(1)-01 教育情報を法令に従い適切に公開している各種 URL がわかる資料 ◇【別紙様式】ウェブサイト掲載項目チェック表 学校教育法施行規則第165条の2 関係 http://www.kurume-nct.ac.jp/kikaku/Policy.html 学校教育法施行規則第172条の2 関係 http://www.kurume-nct.ac.jp/ON/G-GAD/ID/index-edures.html
4-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準4

優れた点

該当なし
改善を要する点
該当なし

基準5 準学士課程の教育課程・教育方法

評価の視点	
5-1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。	
観点5-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。	
【留意点】	
○ 観点1-2-②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。	
関係法令	（設）第15条、第16条、第17条、第17条の2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。 ☒ 配置している ☐ 配置していない	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料 資料 5-1-1-(1)-01 教育課程表 資料 5-1-1-(1)-02 カリキュラムマップ
(2) 一般教育の充実に配慮しているか。 ☒ 配慮している ☐ 配慮していない	◇配慮していることがわかる資料 資料 5-1-1-(2)-01 一般教育の充実に配慮している資料 文科系では、英語科目で ALC NetAcademy のソフトウェアを利用して、英文法および語彙力養成に活用している。また、2年生の「英語表現2」では外国人非常勤講師による英会話演習授業を実施し、ネイティブな会話に触れる機会を設けている。4年生の選択科目で第二外国語として「中国語」、「韓国語」、「フランス語」を開講しており、複数の言語を学べる機会を設けている。平成31年度より3年生の「国語3」を「リテラシー実践」に変更し、文章を読んで要約、論述したり、議論したりすることを主眼とした授業を行い、現行の理解に重きを置いた授業から、文書の作成など表現の段階まで発展させた特色ある授業にした。同じく平成31年度に一般教育の高度化・深化を目指した「リベラルアーツ特論」を開講した。理科系においては、平成31年度より下級生において数学のグループ学習やTAによる学習指導、添削指導によって知識の定着と理解を深めることを目的に、放課後の時間で「数活」を実施している。
(3) 進級に関する規定を整備しているか。	◇進級に関する規定の整備状況がわかる資料

☒ 整備している ☐ 整備していない	資料 5-1-1-(3)-01 久留米工業高等専門学校における学業成績の評価並びに単位の認定及び及落に関する規程 資料 5-1-1-(3)-02 久留米工業高等専門学校及落査定会議規則
(4) 1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。 ☒ 確保している ☐ 確保していない	◇35週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。） 資料 5-1-1-(4)-01 学年暦
(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。 ☒ 実施している ☐ 実施していない	◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。） 再掲 資料 3-2-2-(4)-01 時間割（担任によるHR） 毎週水曜日 4時限目に担任によるホームルームを実施している。また、ホームルームの時間帯を講習会や講演会等にも利用し、特別活動を実施している。
観点5-1-② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。	
【留意点】 ○ 例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成について分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析すること。 ○ この観点では教育課程の編成について分析するものであり、正規の教育課程とは別に実施しているもの（例えば、補習や補講等。）は、この観点の対象ではないことに留意すること。	
関係法令	(設)第19条、第20条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 他学科の授業科目の履修を認定 ☒ インターンシップによる単位認定 ☒ 正規の教育課程に関わる補充教育の実施 ☐ 専攻科課程教育との連携 ☒ 外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成 ☒ 資格取得に関する教育 ☒ 他の高等教育機関との単位互換制度	◇チェックした配慮項目に関して、実施状況がわかる資料 資料 5-1-2-(1)-01 インターンシップの単位認定状況がわかる資料 資料 5-1-2-(1)-02 正規の教育課程に関わる補充教育の実施がわかる資料 資料 5-1-2-(1)-03 外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成状況がわかる資料 資料 5-1-2-(1)-04 資格取得に関する教育がわかる資料 資料 5-1-2-(1)-05 個別の授業科目内での工夫がわかる資料 資料 5-1-2-(1)-06 最先端の技術に関する教育の実施がわ

■個別の授業科目内での工夫 ■最先端の技術に関する教育 □その他	かる資料 資料 5-1-2-(1)-07 他の高等教育機関との単位互換制度を示す資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。 ■適切に取り扱っている □適切に取り扱っていない □単位互換制度を設けていないので、該当しない	◇単位互換制度の内容がわかる資料 資料 5-1-2-(2)-01 単位互換制度の内容がわかる資料
観点5-1-③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。	
【留意点】 ○ 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、PBL型の授業や創造型の演習等においての具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。 ○ 創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析すること。 ○ 実践力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。 (注) PBLとは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法のこと。Problem-based Learning 又は Project-based Learning の略。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（PBL型の授業や創造型の演習の実施等） 資料 5-1-3-(1)-01 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料 ◇実施状況がわかる資料 資料 5-1-3-(1)-02 創造力を育む教育方法の実施状況が分かる資料 ◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。 資料 5-1-3-(1)-03 創造力を発揮し、あげた成果や効果がわ

	かる資料にあるとおり、学生達は、様々なコンテスト等に 参加し、創造力を働かせ、受賞する等の成果をみせている。
(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料 (インターンシップの実施等。) 資料 5-1-3-(2)-01 実践力を育む教育方法の具体的な工夫 がわかる資料 ◇実施状況がわかる資料 資料 5-1-3-(2)-02 実践力を育む教育方法の実施状況が分 かる資料 ◆工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成 果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。 再掲) 資料 5-1-3-(2)-01 実践力を育む教育方法の具体的な 工夫がわかる資料で示すとおり、本校では様々な実践力を 育む教育を実施している。全学科を対象に実施しているの は、4年生の短期インターンシップである。短期インター ンシップはこれまで学習してきた工業技術や知識を企業 で実践することで、技術の理解と社会の関わりを体験し、 指導者との意見交換や報告書の作成を通じて交渉力や表 現力を高めることができる科目である。選択科目ではある が、実践力を育む教育として全学生が履修するよう指導し ている。実施状況は資料 5-1-3-(2)-02 実践力を育む教育方 法の実施状況が分かる資料に示すとおりである。また、同 資料にインターンシップ報告書や報告会プレゼン資料に あるとおり、企業での実習においてコミュニケーションの 重要性、現時点での本人の実践力不足等様々なことが理解 することができ、学生が実践力を発揮した成果等がわか る。
5-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性 や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
国際対応力を育むため、外国人の非常勤講師が担当する英語の授業を全学科が 2 年生に開講している。また、外国の 学生と英語でコミュニケーションを行う機会を提供するため、最長 5 か月のインターンシップ学生の受入等、多様な 受入および派遣プログラムを実施している。 広い視野と豊かな心を育むため、所属学科とは異なる学科の概論およびリベラルアーツ特論を開講している。 再掲) 資料 3-1-2-(3)-01 資料 5-1-特記事項-01 2019 年久留米高専海外派遣・受入計画一覧表 再掲) 資料 5-1-1-(1)-01 教育課程表	

評価の視点	
5－2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。	
観点5－2－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(設)第17条の2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ☒ 採用されている ☐ 採用されていない	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料 資料 5-2-1-(1)-01 授業形態の開講状況がわかる資料 ◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。 低学年では講義を主体とした構成となっており、学年が上がるにつれて実験、実習、演習科目の比率を高くした構成となっている。実践的で創造的な技術者の育成において講義で理解した知識を実験・実習等に定着させ、それを活用できる能力として修得させるためこのような編成としている。
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 教材の工夫 ☒ 少人数教育 ☒ 対話・討論型授業 ☐ フィールド型授業 ☒ 情報機器の活用 ☒ 基礎学力不足の学生に対する配慮 ☒ 一般科目と専門科目との連携 ☐ その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料 資料 5-2-1-(2)-01 少人数教育の実施状況がわかる資料 資料 5-2-1-(2)-02 対話・討論型授業の実施状況がわかる資料 資料 5-2-1-(2)-03 情報機器の利用実施状況がわかる資料 資料 5-2-1-(2)-04 基礎学力不足の学生に対する配慮がわかる資料 資料 5-2-1-(2)-05 一般科目と専門科目との連携の実施状況がわかる資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
観点5－2－② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。	
【留意点】なし。	

関係法令	(設) 第 17 条、第 17 条の 3
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 授業科目名 ☐ 単位数 ☐ 授業形態 ☐ 対象学年 ☐ 担当教員名 ☐ 教育目標等との関係 ☐ 達成目標 ☐ 教育方法 ☐ 教育内容（1 授業時間ごとに記載） ☐ 成績評価方法・基準 ☐ 事前に行う準備学習 ☐ 高等専門学校設置基準第 17 条第 3 項の規定に基づく授業科目か、4 項の規定に基づく授業科目かの区別の明示 ☐ 教科書・参考文献 ☐ その他	◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料 資料 5-2-2-(1)-01 シラバス（抜粋） 各学科分は URL 参照 http://www.kurume-nct.ac.jp/ON/A-SAD/syllbus/SyllabusR2/ ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容（項目）を記述する。
(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。 ☐ 改善を行っている ☐ 改善を行っていない	◇活用状況がわかる資料 資料 5-2-2-(2)-01 授業評価アンケートフォーム ◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。 授業評価アンケートにより、学生・教員がシラバスを活用していることがわかる。同じくアンケートにより、同授業における内容等を点検し、授業の改善及び学生の学習に資するものとしている。改善については、各教員がアンケート結果を元に各自、改善するように指導している。
(3) 設置基準第 17 条第 3 項の 30 単位時間授業では 1 単位当たり 30 時間を確保しているか。 ☐ 確保している ☐ 確保していない	◇状況が確認できる資料（学年暦、時間割等。） 資料 5-2-2-(3)-01 学年暦

(4) (3)の30単位時間授業では、1単位時間を50分としているか。 ☐ 1単位時間＝50分で規定・運用 ☒ 1単位時間＝50分で規定、45分で運用	◆1単位時間を50分以外で運用している場合は、標準50分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。 2時間連続の90分授業を行うことで、前回授業の振り返りがスムーズに行える。また、連続授業により、授業計画も立てやすく授業効率化が得られ、内容は100分相当となっている。(資料5-2-2-(4)-01 時間割)
(5) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。 ☒ 明示している ☐ 明示していない	◇シラバス集、履修要項等の明示状況がわかる資料 資料5-2-2-(5)-01 授業時間以外の学修と合わせて45時間であることを明示している資料
(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。(該当する選択肢にチェック■する。) ☒ 授業外学習の必要性の周知 ☒ 事前学習の徹底 ☐ 事後展開学習の徹底 ☒ 授業外学習の時間の把握 ☐ その他	◇チェックした方策の具体的な内容がわかる資料 資料5-2-2-(6)-01 授業外学習の時間把握を示す資料 資料5-2-2-(6)-02 履修時間の実質化のための対策がわかる資料 ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。
5-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	
評価の視点 5-3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。	
観点5-3-① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(設)第17条の3
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する	

☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ☒ 策定している ☐ 策定していない	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所 再掲) 資料 5-1-1-(3)-01 久留米工業高等専門学校における学業成績の評価並びに単位の認定及び及落に関する規程
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料 資料 5-3-1-(2)-01 及落査定表、 再掲) 資料 5-1-1-(3)-01 久留米工業高等専門学校における学業成績の評価並びに単位の認定及び及落に関する規程
(3) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて 45 時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ☒ 把握している ☐ 把握していない	◇学校として把握していることがわかる資料 再掲) 資料 5-2-2-(6)-01 授業外学習の時間把握を示す資料 資料 5-3-1-(1)-01 授業時間以外の学修状況・評価についてわかる資料
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ☒ 周知している ☐ 周知していない	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料 資料 5-3-1-(4)-01 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知している資料
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ☒ 把握している ☐ 把握していない	◇認知状況がわかる資料 資料 5-3-1-(5)-01 学生の認知状況を把握している資料 再掲) 資料 3-2-1-(1)-01R2 履修の手引き(新入生用) (補足) 成績評価や単位認定に関する基準については、再掲) 資料 3-2-1-(1)-01R2 履修の手引き(新入生用)で入学時に学生便覧と共に説明を行っている。また、再掲) 資料 5-3-1-(5)-01 学生の認知状況を把握している資料で示すと定期的にアンケートを実施し、学生の認知状況を把握するよう努めている。
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ☒ 定めている ☐ 定めていない	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料 再掲) 資料 5-1-1-(3)-01 久留米工業高等専門学校における学業成績の評価並びに単位の認定及び及落に関する規程

(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ある □ない	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料 資料 5-3-1-(7)-01 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料 資料 5-3-1-(7)-02 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。(該当する選択肢にチェック■する。) □成績評価の妥当性の事後チェック ■答案の返却 □模範解答や採点基準の提示 □GPAの進級判定への利用 □成績分布のガイドラインの設定 ■複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック □試験問題のレベルが適切であることのチェック □その他	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。 答案返却時に解答確認を行う。また、複数年次に渡る同一試験問題出題がないことの確認を行い試験問題の適切さの確認を行っており、成績一覧表を含む成績評価に関わる資料を保存している。再掲) 資料 5-3-1-(7)-01 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料 再掲) 資料 5-3-1-(2)-01 及落査定表、資料 5-3-1-(8)-01 試験問題確認表 ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。
観点5-3-② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(法) 第 117 条 (設) 第 17 条第 3～6 項、第 17 条の 2、第 17 条の 3、第 18 条、第 19 条、第 20 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学則等に、修業年限を 5 年（商船に関する学科は 5 年 6 月。）と定めているか。 ■定めている □定めていない	◇学則等の該当箇所がわかる資料 資料 5-3-2-(1)-01 久留米工業高等専門学校学則第 2 条
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業認定基準を定めているか。 ■定めている □定めていない	◇定めている該当規程や卒業認定基準 資料 5-3-2-(2)-01 久留米工業高等専門学校学則第 27 条、資料 5-3-2-(2)-02 久留米工業高等専門学校における単位の取扱いに関する規定、

	再掲) 資料 5-1-1-(3)-01 久留米工業高等専門学校における 学業成績の評価並びに単位の認定及び及落に関する規程
(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。 ■認定している □認定していない	◇関係する委員会等の会議資料 資料 5-3-2-(3)-01 卒業査定委員会議事要旨
(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。 ■周知している □周知していない	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料 再掲) 資料 5-3-1-(4)-01 学生便覧
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■把握している □把握していない	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料 再掲) 資料 5-3-1-(5)-01 学生の認知状況を把握していることがわかる資料
5-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準 5

優れた点
該当なし
改善を要する点
該当なし

基準6 準学士課程の学生の受入れ

評価の視点	
6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。	
観点6-1-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。	
【留意点】	
○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。	
関係法令	(設)第3条の2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。 ☒ なっている ☐ なっていない	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料 令和2年度学生募集要項 http://www.kurume-nct.ac.jp/ON/A-SAD/ahonka/R2/R2honka.pdf 令和2年度編入学学生募集要項 http://www.kurume-nct.ac.jp/ON/A-SAD/ahennyu/R2/R2hennyu.pdf 資料 6-1-1-(1)-01 久留米工業高等専門学校アドミッションポリシー http://www.kurume-nct.ac.jp/kikaku/AdmissionPolicy.html 資料 6-1-1-(1)-02 準学士入学者選抜方法（推薦） 資料 6-1-1-(1)-03 準学士入学者選抜方法（学力） 資料 6-1-1-(1)-04 準学士入学者選抜方法（編入学）
観点6-1-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。	
【留意点】なし。	

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇検証する体制に関する資料 再掲)資料 2-1-3-(1)-01 教務の組織体制がわかる資料(教務委員会規則) ◇改善に役立てる体制に関する資料 資料 6-1-2-(1)-01 入学者受入れに関する方針に沿った学生を実際に受入れているかどうかを改善に役立てる体制に関する資料
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇検証を行っていることがわかる資料 再掲) 資料 1-3-1-(2)-01 令和元年度第 6 回教務委員会議事要旨
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ☒ 改善に役立てている ☐ 改善に役立てていない	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。 資料 6-1-2-(3)-01 入学者選抜の改善状況を示す資料
観点 6－1－③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。	
【留意点】 ○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。 ○ (3)の入学定員に対する入学者数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。	
関係法令	(設) 第 4 条の 2、第 5 条第 2 項 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準 （平成 15 年 3 月 31 日文科科学省告示第 45 号）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生定員を学科ごとに 1 学級当たり 40 人を標準とし	◇学則の該当箇所

て、学則で定めているか。 ■定めている □定めていない	資料 6-1-3-(1)-01 学生定員を学科ごとに定めていることを示す資料
(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料 資料 6-1-3-(2)-01 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係把握と改善を図るための体制整備を示した資料
(3) 過去 5 年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■適正である □超過又は不足がある	◇【別紙様式】平均入学定員充足率計算表 資料 6-1-3-(3)-01 過去 5 年間の入学定員と実入学者数を示す資料
(4) 過去 5 年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 □行っている □行っていない ■過去 5 年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。
6-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
・入学試験合格者査定委員会において、合格発表後の辞退者数により、翌年度の合格者数の検討を行い、平成 28 年度は各学科の合格者数を一律 43 名に変更した。 資料 6-1-特記事項-01 合格者数の検討を行った資料	

基準 6

優れた点
該当なし
改善を要する点
該当なし

基準 7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点	
7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。	
観点 7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。	
【留意点】	
○ 学生の成績（卒業時の GPA 値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 （再掲）資料 5-1-1-(3)-01 久留米工業高等専門学校における学業成績の評価並びに単位の認定及び及落に関する規程 資料 7-1-1-(1)-01 体制の整備状況が分かる資料
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。 ☒ 把握・評価している ☐ 把握・評価していない	◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料 資料 7-1-1-(2)-01 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について学習・教育の成果を把握・評価している資料 資料 7-1-1-(2)-02 修業年限期間内に卒業する学生の割合
(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。 ☒ 認められる ☐ 認められない	◇把握・評価の実施状況がわかる資料 資料 7-1-1-(2)-03 把握・評価の実施状況がわかる資料 ◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 （再掲）資料 5-1-1-(3)-01 久留米工業高等専門学校における学業成績の評価並びに単位の認定及び及落に関する規程とシラバスに評価基準を明記し、成績評価を行っている。 再掲 資料 7-1-1-(2)-02 修業年限期間内に卒業する学生の割合に示すとおり修業年限期間内に卒業する学生は、入学時の約 8 割と高い卒業率である。
観点 7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。	
【留意点】	
○ (1)の体制の整備が、観点 7-1-①と同じ体制で実施されている場合には、観点 7-1-①と同じ資料とな	

る。 ○ (2) (3) (4)は、観点 1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 再掲) 資料 1-1-1-(2)-02 自己点検・評価の実施体制整備を示す資料(PDCA システム図) 再掲) 資料 7-1-1-(1)-01 体制の整備状況が分かる資料 ◇意見聴取の結果に関するデータ・資料
(2) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	在学生： 再掲) 資料 1-1-3-(1)-01 在学生からの意見聴取を実施していることが分かる資料 卒業（修了）時の学生：
(3) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後 5 年程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	再掲) 資料 1-1-3-(1)-02 卒業（修了）時の学生アンケート実施内容を示す資料 再掲) 資料 1-1-3-(1)-03 卒業（修了）時の学生アンケート集計結果取りまとめと分析を示す資料
(4) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生： 再掲) 資料 1-1-3-(1)-04 卒業(修了)から一定年数後の卒業(修了)生へのアンケート結果を示す資料 就職・進学先関係者：
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。 ☒ 認められる ☐ 認められない	再掲) 資料 1-1-3-(1)-06 就職・進学先関係者からの意見等に係るアンケート内容を示す資料 ◇把握・評価の実施状況がわかる資料 資料 7-1-2-(2)-01 卒業生アンケート 資料 7-1-2-(2)-02 把握・評価の実施状況がわかる資料 再掲) 資料 1-1-3-(1)-04 卒業(修了)から一定年数後の卒業(修了)生へのアンケート結果を示す資料 再掲) 資料 1-1-3-(1)-06 就職・進学先関係者からの意見等に係るアンケート内容を示す資料 ◆左記 (2)～(4) 及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の

	成果が認められることについて、資料を基に記述する。 資料にも記載しているとおり、本校での教育が実際に企業等において役に立っているという意見が多数であったため、学習・教育の成果が認められている。
観点 7-1-③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(法)第 122 条 (施)第 178 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として把握している最近 5 年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 ■認められる □認められない	◇【別紙様式】卒業生進路実績表 資料 7-1-3-(1)-01 就職・進学状況 http://www.kurume-nct.ac.jp/kikaku/Univ_Job.html ◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。 就職、進学率は約 100%を保っている。また、就職先は製造業、電気・ガス等インフラ産業、情報通信関係の企業等であり、進学先は工学系大学や学部が多く進学している。これらのことにより本校が掲げる人材像にかなった成果が得られていると考える。
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■なっている □なっていない	
7-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準 7

優れた点
該当なし
改善を要する点
該当なし

基準8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点

8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。

観点8-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

【留意点】

- 観点1-2-⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。
- 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又はJABEE認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

（根拠理由欄）

本校では機械・電気システム工学専攻に「機械工学プログラム」、「電気電子工学プログラム」および「制御情報工学プログラム」、物質工学専攻に「生物応用化学プログラム」、および「材料工学プログラム」の合計5つのプログラムがあり、それぞれのプログラムにおいてJABEE認定を受けている。この全5プログラムにおいてJABEEが定める基準2の2.1（教育課程の設計）を含めて認定されており、本観点を満たしていると判断する。なお、JABEE認定審査における基準2の2.1の判定結果はプログラムにより異なるが「A」または「C」である。判定結果「C」に関しては指摘事項の速やかな改善を進めることで了承を得ている。

資料 8-1-1-(1)-01 特例認定専攻科適用を示す資料

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

- (1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。
- 配置している
- 配置していない

◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料

観点8-1-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又はJABEE認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない (根拠理由欄) 本校では先の事項で示したとおり、全2専攻において5つのプログラムで JABEE 認定を受けており、本観点を満たしていると判断する。JABEE の基準2 (教育手段) については 2.3 (4) (教育組織) においてプログラム判定結果に「C」が見受けられるが、これらについての指摘事項に関しては速やかな改善を進めている。	
自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。 ☐ 考慮している ☐ 考慮していない	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料
観点8-1-③ 教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー) に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。	
【留意点】 ○ 本評価書 I (1) 4. において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。	
観点の自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない (根拠理由欄) 本校では全2専攻において5つのプログラムで JABEE 認定を受けており、本観点を満たしていると判断する。JABEE の基準2 (教育手段) については 2.3 (4) (教育組織) においてプログラム判定結果「C」が見受けられるが、これらについての指摘事項に関しては速やかな改善を進めている。	
自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー) に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ☐ 採用されている ☐ 採用されていない	◇授業形態の開講状況 (バランスを含む。) がわかる資料 ◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。(該当する選択肢にチェック■する。) ☐ 教材の工夫 ☐ 少人数教育	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。

☐ 対話・討論型授業 ☐ フィールド型授業 ☐ 情報機器の活用 ☐ 基礎学力不足の学生に対する配慮 ☐ 一般科目と専門科目との連携 ☐ その他	
観点 8-1-④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。	
【留意点】 ○ 教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。	
関係法令	(法)第119条第2項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない （根拠理由欄） 特例適用専攻科の審査において、学修総まとめ科目を担当する教員の個人調書（様式第3号等）を提出し認定されていることから、本観点を満たしていると判断する。なお、認定専攻科の教育の実施状況等の審査においても、専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書（様式第5号等）を提出し認定されている。	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料
観点 8-1-⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。	
【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	

(根拠理由欄) 前述のとおり、本校では全2専攻において5つのプログラムでJABEE認定を受けており、本観点を満たしていると判断する。JABEEの基準2の2.1(教育課程の設計)及び基準3(学習・教育到達目標の達成)を含めて認定されている。なお、プログラムにおいて一部判定結果に「C」が見受けられるが、これらについての指摘事項に関しては速やかな改善を進めている。	
自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、策定しているか。 ☐ 策定している ☐ 策定していない	◇成績評価や単位認定に関する規定等の該当箇所
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ☐ 把握している ☐ 把握していない	◇学校として把握していることがわかる資料
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ☐ 周知している ☐ 周知していない	◇周知を図る取組の内容(学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。)がわかる資料
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ☐ 把握している ☐ 把握していない	◇認知状況がわかる資料
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ☐ 定めている ☐ 定めていない	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ☐ ある ☐ ない	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規定等がわかる資料
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。(該当する選択肢にチェック■する。) ☐ 成績評価の妥当性の事後チェック ☐ 答案の返却	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。

☐ 模範解答や採点基準の提示 ☐ G P A の進級判定への利用 ☐ 成績分布のガイドラインの設定 ☐ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ☐ 試験問題のレベルが適切であることのチェック ☐ その他	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。
観点 8－1－⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。	
【留意点】 ○ 本評価書 I (1) 4. において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。	
関係法令	(法) 第 119 条第 2 項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない （根拠理由欄） 前述のとおり、本校では全 2 専攻において 5 つのプログラムで JABEE 認定を受けており、本観点を満たしていると判断する。JABEE の基準 2 の 2.1（教育課程の設計）及び基準 3（学習・教育到達目標の達成）を含めて認定されている。なお、プログラムにおいて一部判定結果に「C」が見受けられるが、これらについての指摘事項に関しては速やかな改善を進めている。	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学則等に、修業年限を 1 年以上と定めているか。 ☐ 定めている ☐ 定めていない	◇学則等の該当箇所がわかる資料
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修了認定基準を定めているか。 ☐ 定めている ☐ 定めていない	◇定めている該当規程や修了認定基準
(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。 ☐ 認定している ☐ 認定していない	◇関係する委員会等の会議資料
(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。 ☐ 周知している ☐ 周知していない	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料
(5) (4) について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ☐ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料

☐ 把握していない	
8-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。 特に専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、準学士課程の5-1及び5-2の内容を参考に、特記すべき個性や特色等があれば、自由に記入すること。	
本校専攻科では自己立案・問題解決型の「創造工学実験」や専門分野を超えて幅広い知識を修得する「先端工学特論」という科目を専攻科1年生時に配置している。「創造工学実験」では専攻科生一人当たり約2万円を校内経費から支援し、それを原資として自らテーマを立案・計画・遂行し、課題抽出から解決までを実施する取り組みを行っている。分野横断型のテーマの場合もあり、局所的な視点ではなく、多角的視点を身につけさせる分野を超えたグループミーティングを取り入れている。また、「先端工学特論」では講義による深い専門性とは別に、現在の先端研究のトレンドの把握や異分野に対する視点を培うために、九州圏外の大学院の講師を招聘した特別講義を毎週開催している。その講義でレポートを課し、学生自身の学習意欲向上へつなげている。	
評価の視点	
8-2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。	
観点8-2-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。	
【留意点】 ○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） (1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。 ☒ なっている ☐ なっていない	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄 ◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料 資料 8-2-1-(1)-01 入学者の受入れに関する方針に沿った適切な入学者選抜方法が実施されていることを示す資料 http://www.kurume-nct.ac.jp/ON/A-SAD/asenkouka/R3/R3senkouka.pdf
観点8-2-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇検証の体制に関する資料 資料 8-2-2-(1)-01 専攻科委員会規則審議事項 ◇改善に役立てる体制に関する資料 資料 8-2-2-(1)-02 専攻科委員会議事要旨アドミッションポリシーに沿った学生の受入れ審議
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇検証を行っていることがわかる資料 再掲) 資料 8-2-2-(1)-02 専攻科委員会議事要旨アドミッションポリシーに沿った学生の受入れ審議 資料 8-2-2-(2)-01 実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針に沿っているか検証していることを示す資料 資料 8-2-2-(2)-02 学生修了アンケート 資料 8-2-2-(2)-03 企業アンケート
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■改善に役立てている □改善に役立てていない	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。 従来は学生アンケートからのみアドミッションポリシー受入れ確認を行っていたが、委員会にて確認できる資料を作成し、学生アンケートとともに評価することとした。 資料 8-2-2-(3)-01 入学者選抜の改善に役立てていることを示す資料 評価内容：資料 8-2-2-(3)-02 専攻科「アドミッションポリシー」に沿った学生受入確認調査表（ひな形）
観点 8－2－③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。	
【留意点】 ○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	

☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生定員を専攻ごとに学則等で定めているか。 ☒ 定めている ☐ 定めていない	◇学則等の該当箇所 資料 8-2-3-(1)-01 学生定員を専攻ごとに定めていることを示す資料
(2) 専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料 資料 8-2-3-(2)-01 専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を示す資料
(3) 過去5年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ☐ 適正である ☒ 超過又は不足がある	◇【別紙様式】平均入学定員充足率計算表 資料 8-2-3-(3)-01 平均入学定員充足率計算表（抜粋）
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない ☐ 過去5年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。 入学定員充足率が2倍を超えている年度があるが、専攻科大講義室の机や椅子の補充、並びに、英語関係授業を2クラスに分けて実施するなど教育等に支障が生じないように対応している。（資料 8-2-3-(4)-01 実入学者数が、入学定員を大幅に超過している状況での改善の取組みを示す資料）なお、教室及び研究室、実験室等の学習環境には余裕があり、専攻科学生の勉学・研究活動及び学生生活に支障は出ていない。
8-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	
評価の視点 8-3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。	
観点8-3-① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。	
【留意点】 ○ 学生の成績（修了時のGPA値等。）や修業年限修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の	

率。)等、成果を総合的に分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 資料 8-3-1-(1)-01 成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を示す資料 資料 8-3-1-(1)-02 修了を審議するための体制を示す資料
(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。 ☒ 把握・評価している ☐ 把握・評価していない	◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料 資料 8-3-1-(1)-03 成績評価・修了認定等に関するデータ・資料 ◇把握・評価の実施状況がわかる資料
(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ☒ 認められる ☐ 認められない	資料 8-3-1-(1)-04 把握・評価の実施状況がわかる資料 ◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 専攻科の修了要件に定められている所定の年限内に定めた科目を修得することにより教育目的を達成したとみなしている（ディプロマポリシー）。 また、専攻科修了生は JABEE プログラム修了要件、並びに特例適用専攻科の「学習総まとめ科目」の全要件を満たすことにより、学習・教育・研究の成果が認められると判断する。 加えて、過去 5 年間の専攻科修了率は多少ばらつきはあるが、修了率が 0.9～1.0 であることから学習・教育・研究の成果が認められると判断する。
観点 8-3-② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。	
【留意点】	
○ (1)の体制の整備が、観点 8-3-①と同じ体制で実施されている場合には観点 8-3-①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点 1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
☒ 満たしていると判断する	

☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 資料 8-3-2-(1)-01 学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取結果に基づき成果を把握・評価するための体制を示した資料 ◇意見聴取の結果に関するデータ・資料 資料 8-3-2-(1)-02 専攻科修了生アンケート
(2) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇把握・評価の実施状況がわかる資料 資料 8-3-2-(1)-03 進路先関係者に対する意見聴取（抜粋）
(3) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 修了時の学生へのアンケート（再掲）資料 8-3-2-(1)-02 専攻科修了生アンケート」、進路先関係者に対する意見聴取（抜粋）（再掲）（資料 8-3-2-(1)-03 進路先関係者に対する意見聴取（抜粋））など意見聴取の結果において、学習・教育・研究の成果が概ね認められると判断する。
(4) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ☒ 認められる ☐ 認められない	
観点 8-3-3-③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として把握している最近 5 年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 ☒ 認められる ☐ 認められない	◇【別紙様式】修了者進路実績表 資料 8-3-3-(1)-01 専攻科生進路状況 ◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料

(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ☒ なっている ☐ なっていない	を基に記述する。 就職希望者は、専攻科で専門性を活かした関連企業に就職している。希望者は九州大学大学院総合理工学府への入学が顕著であり、その他の大学院についても理工系大学院への入学となっている（再掲）資料 8-3-3-(1)-01 専攻科生進路状況）。したがって、本校専攻科の各専攻の就職・進学先は各専攻が養成する人材像に適した進路先となっている。
観点 8-3-④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。	
【留意点】 ○ 学位の取得を目的としていない専攻科については、「□学位の取得を目的としていないので、該当しない」の欄をチェックすること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない ☐ 学位の取得を目的としていないので、該当しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 過去 5 年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。 ☒ 認められる ☐ 認められない	◇学位取得状況がわかる資料 資料 8-3-4-(1)-01 専攻科入学者数、留年・退学者数、修了者数及び修了率
8-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準 8

優れた点
該当なし
改善を要する点
該当なし